

平成28年熊本地震により被災した、
男女共同参画センター、
益城町公民館、
地域ふれあい交流館
のあり方に関する検討結果
(答申)

平成30年3月

益城町公の施設のあり方検討委員会

— 目 次 —

1. 検討の対象とする施設.....	1
1. 1 本答申における「公の施設」の定義.....	1
1. 2 本答申において検討の対象とする施設.....	2
1. 3 検討の対象とする3施設の概要.....	3
2. 本委員会における検討の進め方.....	6
2. 1 公的関与の必要性の検討.....	6
2. 2 単体又は複合化の検討.....	6
3. 答申.....	7

1. 検討の対象とする施設

1.1 本答申における「公の施設」の定義

本答申において、公の施設とは、「地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」と定義する。

○地方自治法

(公の施設) 抜粋

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2～3（略）

(公の施設の設置、管理及び廃止) 抜粋

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11（略）

★公の施設の具体的要件★

1) 住民の「利用」に供するための施設であること。

2) 「当該地方公共団体の住民」の利用に供するための施設であること。

*国民の利用に供する施設であっても、当該地方公共団体の住民の利用に全く供しないものは「公の施設」ではない。

3) 「住民の福祉を増進する目的」をもって、住民の利用に供するための施設であること。

*福祉の増進に結びつく施設であること。

4) 地方公共団体が設ける「施設」であること。

*国や地方公共団体以外の公共団体が設置するものは公の施設ではない。

5) 「施設」であること。

*物的施設であること。

1.2 本答申において検討の対象とする施設

町内の 58 の公の施設について、平成 28 年熊本地震による被災状況を調査した。うち 11 施設について、大規模改修もしくは解体・建替え等が必要であることが明らかになった。

本答申においては、平成 28 年熊本地震で被災した 11 の公共施設のうち、現時点で方向性が未定となっている男女共同参画センター、益城町公民館、地域ふれあい交流館の 3 施設を検討の対象とする（残りの 8 施設については、再建や廃止の決定が済んでいる）。

	施設名	場所	構造・規模等	建物 被害区分	復旧方針・ 復旧時期
1	役場庁舎	宮園 702	鉄筋コンクリート造 3階建 延面積 3,792 m ² 敷地面積 14030 m ² (議会議事堂・町民体育館と共有)	中破	平成 34 年 3 月 改築予定
2	議会議事堂	宮園 702	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2階建 延面積 914 m ² 敷地面積 14030 m ²	中破程度	平成 34 年 3 月 改築予定
3	第五保育所	福原 1043	鉄筋コンクリート造 平屋建 延面積 386.6 m ² 敷地面積 2388 m ²	基礎大破	平成 30 年 10 月 移転新築予定
4	益城中学校	惣領 900	校舎 RC 屋体 S 延面積 5971 m ² 敷地面積 37844 m ²	校舎・屋体： 大破 上記以外： 大破以下	平成 32 年 3 月 改築予定
5	給食センター	寺迫 50	鉄骨造 一部 2階建 延面積 688 m ² 敷地面積 1710 m ²	半壊	平成 30 年度中 移転新築予定
6	四賢婦人 記念館	上陳 455	木造瓦葺 2階建 延面積 114.20 m ² 敷地面積 1196.77 m ²	全壊	平成 30 年度中 移転新築予定
7	町民体育館	宮園 708	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 延面積 1226.24 m ² 敷地面積 14030 m ²	中破	復旧しない
8	総合体育館	木山 236	鉄筋コンクリート 延面積 8680.70 m ² 敷地面積 34736.64 m ²	大破	平成 31 年 3 月 改築予定
9	男女共同参画 センター	宮園 720-2	RC 2階建 延面積 726.46 m ² 敷地面積 1207.85 m ²	大破	未定
10	益城町公民館	宮園 708	鉄筋コンクリート 一部 2階建て 延面積 1197.04 m ² 敷地面積 3416 m ²	半壊	未定
11	地域ふれあい 交流館	福原 798-1	鉄筋コンクリート造 2階建 延面積 400 m ² 敷地面積 18551 m ²	基礎大破	未定

1.3 検討の対象とする3施設の概要

(1) 男女共同参画センター

①設置年月日

- ・働く婦人の家：昭和 61 年 4 月 1 日
- ・男女共同参画センター：平成 24 年 4 月 1 日

②建築経過年数

- ・31 年 9 ヶ月（平成 30 年 1 月 1 日現在）

③建物耐用年数

- ・37 年



施設外観

④施設等規模

- ・延床面積：726 m²
- ・敷地面積：1,208 m²

⑤主な設備

- ・1 階：相談室、託児室、図書室、料理実習室、談話コーナー、更衣室、シャワー室、軽運動室（ステージ、放送室含む）、事務室、倉庫、湯沸室、トイレ
- ・2 階：講習室（大、小）、和室、湯沸室、トイレ

⑥平成 28 年熊本地震による施設の被害状況

基礎杭の調査を行った結果、杭本体が割れている状態であった。軽運動室には不陸が見られ、被災区分判定の結果「大破」の判定であったため、現在利用者の使用を禁止している。

⑦施設運営の現状と課題

平成 25 年度に第 2 次益城町男女共同参画計画を策定し、広報・啓発に努めてきたが、まだ十分とは言えず、自主講座については利用者が固定化している状況であった。また、現在は男女共同参画センター（輝らめき館）が被災し、事業の一部を中断している。

⑧男女共同参画センターが担う機能

益城町は「性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できている」という将来像の実現を目指している。

将来像の実現に向けて、男女共同参画センターは以下の機能を担うことが期待される。

- ・男女共同参画社会を目指す意識づくり
- ・男女共同参画社会のための総合推進体制づくり
- ・男女がともにいきいきと暮らせるための環境づくり 等

(2) 益城町公民館

①設置年月日

- ・昭和 47 年 3 月 31 日

②建築経過年数

- ・46 年 10 ヶ月（平成 30 年 1 月 1 日現在）

③建物耐用年数

- ・50 年



施設外観

④施設等規模

- ・延床面積：1,197 m²
- ・敷地面積：3,416 m²

⑤主な設備

- ・1 階：講堂、研修室、陶芸釜、管理人室、給湯室、トイレ
- ・2 階：研修室、会議室、和室、トイレ

⑥平成 28 年熊本地震による施設の被害状況

基礎杭について北面、西面の 2 か所を調査。2 か所とも杭頭が破損。西側の基礎については地震の揺れにより杭頭部がずれて基礎よりはみ出している状態。かなりの部分の杭が杭頭部、杭本体部に損傷を受けていると推察される。

通常の基礎の沈下量と基礎の不同沈下による傾斜角は半壊とならず、また基礎の被災度区分判定調査においても小破であるが、杭が破損している状態では復旧不相当と判定。

⑦施設運営の現状と課題

住民の生涯学習ニーズは一層と高まっているものの、施設利用者層の年齢の偏り、固定化が見られた。また、現在は益城町公民館を含む社会教育施設が被災したため、十分な教育環境が整っていない。

⑧益城町公民館が担う機能

益城町は「住民の誰もが、益城町に誇り・愛着を感じている」「住民が生きがいを持って楽しく暮らしている」「生涯を通して学ぶ楽しさが感じられている」という将来像の実現を目指している。

将来像の実現に向けて、益城町公民館は以下の機能を担うことが期待される。

- ・生きがいづくりや豊かな人生を送るための支援
- ・住民の多様な生涯学習ニーズへの対応 等

(3) 地域ふれあい交流館

①設置年月日

- ・建設：平成8月2月1日
- ・設置：平成22年4月1日

②建築経過年数

- ・21年9ヶ月（平成30年1月1日現在）

③建物耐用年数

- ・47年



施設外観

④施設等規模

- ・延床面積：400㎡
- ・敷地面積：18,515㎡（旧中央小学校全敷地）

⑤主な設備

- ・2階：つどいの広場とんとん（相談室、プレイルーム、打合せスペース、事務スペース、給湯スペース、トイレ等）

⑥平成28年熊本地震による施設の被害状況

基礎杭についての調査をコーナー3か所について掘削し調査した結果、3か所とも杭頭が破損（大破）している状態であったため、現在利用者の使用を禁止している。

⑦施設運営の現状と課題

地理的に他の公共施設等と離れており、他施設の設備の利用やそこで行われる取組との共同事業の実施など、新しい取組の実践については難しい環境にあった。また、度重なる地震による精神的不安や、保育施設・遊び場の喪失により保護者や子どもたちはストレスを抱えており、事業の必要性は高まっているものの、現在は一部の活動に制限を受けている。

⑧地域ふれあい交流館が担う機能

益城町は「誰もが公平に日常生活を送ることができている」「安心して子育てができている」「地域住民が互いに助け合っている」という将来像の実現を目指している。

将来像の実現に向けて、地域ふれあい交流館は以下の機能を担うことが期待される。

- ・子どもの状況や家庭環境に合わせた、すべての子育て家庭の支援
- ・社会全体で子育てを応援する意識づくり
- ・子育て家庭が支援サービスを効率的に利用できるための周知・啓発 等

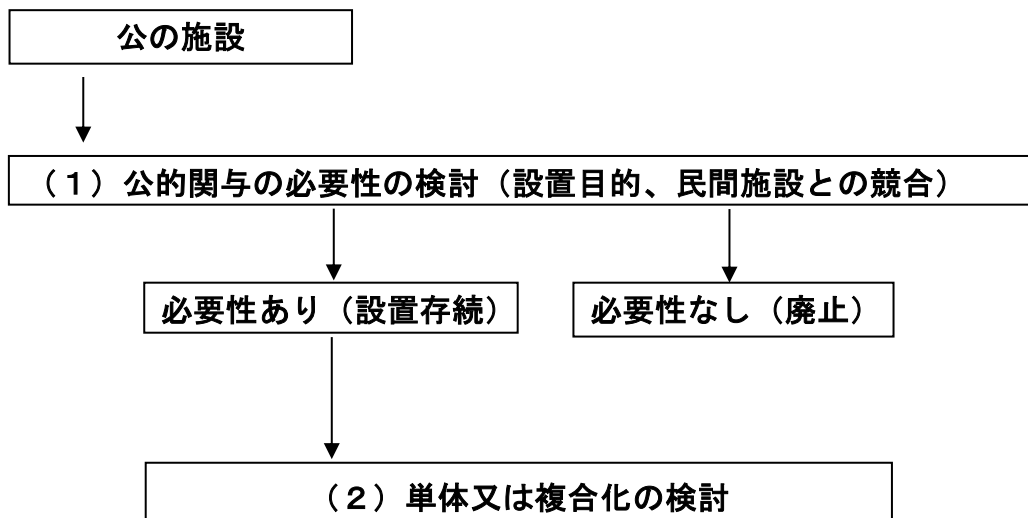
2. 本委員会における検討の進め方

2.1 公的関与の必要性の検討

町が引き続きサービスを提供する必要がある施設かどうかについて、益城町総合計画等各種計画と設置条例を参照し、検討を行った。

2.2 単体又は複合化の検討

上記の検討において、公的関与の必要性があると判断した施設に関しては、その設置方法について、個別に建築した場合と複合化し建築した場合双方の住民利便性、経済・財政効果等を試算し、比較検討を行った。なお、検討にあたっては、益城町公共施設等総合管理計画に則った維持管理の推進を基本的な視点とした。



3. 答申

以上のような検討結果を踏まえ、当検討委員会としては、検討対象となっている3つの施設の今後のあり方について、次のとおり答申する。なお、答申に当たって付帯意見を併せて記す。

答 申

- ① 3つの施設の機能は益城町にとって引き続き必要である。
- ② 3つの施設は1つの施設に複合化することが適当である。
- ③ 複合化の検討するにあたり、付帯意見に示す施設（ハード）の観点と利用者（ソフト）の観点から見た留意事項を検討すること。

付帯意見

◎施設（ハード）の観点から見た、複合化に係る留意事項

1) 現代の社会的ニーズに沿った公共施設の検討

バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、多目的トイレ、授乳室、エレベータ、自動ドアなどの整備、環境エネルギーの利活用、防災に係る町の諸計画に基づいた防災設備や利用者の安全に配慮した防犯設備の設置、食育に配慮した調理室、相談者目線の相談室の設置など、現代の社会的ニーズに対応した設備を検討し、様々な利用者に配慮した、最新の機能を持たせることが求められる。また、施設環境及び周辺環境の整合性を取ることも重要である。

ただし、各設備の導入に関しては、建設時点の補助制度の活用、利便性向上のための利用者目線に立った設備の適正配置が求められる。

2) 町の活性化につながる公共施設の検討

子どもからお年寄りまで活用できる公共施設ができることによる、町全体の復興への機運醸成や多世代交流の促進、建設エリアへの来客者増による民間施設の売り上げ増、民間投資の向上など、町の活性化につなげられる施策を打ち出していくことが求められる。

ただし、建設段階における財政的負担（将来的な町民負担）の軽減や、たゆまぬ利便性向上策の実施、施設が持つ機能の効果が最大化されるような施策の実践、効率的な管理運営方法の導入などが求められる。また、施設が配置されるエリア内の回遊性を高める取組（地域共同イベントの実施や共通で使える地域ポイントの導入など）も重要である。

3) **利用者数の増加が見込める施設の検討**

3施設が複合化し新しい公共施設ができることにより、各施設を利用していた利用者が一つの施設を利用することになるだけでなく、これをきっかけにそれぞれの施設が担っていた機能を住民が再確認することで新たな利用者が生まれることにより、利用者数の増加が期待できる。

なお、建設の検討に関する情報公開や住民が積極的に施設の運営に関わることができる体制づくりなどを検討することが求められる。

ただし、利用者の来館手段に応じた利便性の改善や多様な利用形態に柔軟に対応できる設備の検討、開館時間の拡大など利便性の向上を図る必要がある。

4) **建設に係るコスト縮減の検討**

3施設のうち益城町公民館は現地復旧ができないことを考慮し、男女共同参画センターや地域ふれあい交流館跡地を含む町内の公有地の利活用検討が求められる。

また、3施設における類似設備、共用可能設備を見直し、建設に必要な面積を抑える必要がある。

なお、建設時の補助制度などの積極的な活用も重要である。

5) **管理運用コストの削減検討**

環境エネルギーの利活用や、事業に対する補助金の積極的な活用により、相対的に管理運用に係るコストを削減することが求められる。

なお、3施設の複合化に伴う業務委託費の圧縮や、効率的な管理運営方法の導入など、管理運用の効率化によるコスト削減を検討することも必要である。

◎利用者（ソフト）の観点から見た、複合化に係る留意事項

1) **コミュニティ拠点としての多様な利用者への配慮**

バリアフリーへの配慮やフリースペースの設置など設備面での利便性の向上や、開館時間の拡大など、設備の整備、運営面での対応により、多様な利用者が身近に利用できることが求められる。

2) **多世代交流が生じやすい環境の構築**

利用者、地域住民、行政などからなる施設の運営協議会の定期的な開催を通し、施設が持つ機能を最大化するための施策（交流促進が見込める合同イベントや、多世代・多様な生活スタイルに配慮した生涯学習講座の開催など）を打ち出すことにより、世代間の交流促進や、相互理解が深まる機会が生まれやすい環境を構築することが求められる。

3) 施設機能がもたらす効果の最大化の検討

子育て相談に来た母親を、就労支援等へスムーズにつなげるなどの事業間の連携推進や、公民館講座で学んだ人たちがその内容を子どもたちに教えるなどの「学びの連鎖」の実現といった、各事業の一層の連携強化や充実化を図ることが求められる。

そのため、施設の運営に関わる者が施設に関する様々な情報を共有し、運用面でも共有化を図っていくことが求められる。

また、防犯面に配慮した安心・安全な施設づくりも重要である。

4) 来場者が「新たな発見・出会い」を得ることができる環境の構築

イベントや講座の情報を目につきやすくするといったハード面での対応や、施設の運営に関わる者が施設に関する様々な情報を共有し、運用面でも共有化を図ることで「新たな発見・出会い」が創出される環境を構築することが求められる。

5) 活動団体間の交流の促進

従来の各施設でそれぞれ活動していた団体が、複合化することに伴い1つの施設で活動するようになり、団体間の交流が生まれ、新たな活動の創造が起こりうる。そのため、プライバシーの保護や音響、振動などに配慮しつつ、極力各設備が物理的に利用者・団体間の交流が生まれやすい構造になっていることなどの環境構築が求められる。

また、施設の運営委員会等での検討を通じた交流促進策の実施も併せて求められる。

6) 施設利用に対する弾力的かつ効率的な対応策の検討

間仕切りの活用や、会議室などを防音や振動に配慮した構造にするといった、多用途に使用可能な設備整備の検討が必要である。

また、施設の開館時間の延長による各時間帯の利用者数の平準化の促進や、町内の貸館を行う公共施設の利用状況を、設備の種類ごとに一覧で確認できるよう予約システムを改修するなど、町内の全公共施設の利用率向上策を併せて検討していくことが求められる。